

注：

本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



iGAAP in Focus サステナビリティ報告

ISSBは3つのSASBスタンダードおよび「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」に対する修正を提案

目次

背景

SASBスタンダードの修正案

「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案

発効日およびコメント期間

詳細情報

このiGAAP in Focusは、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が2026年3月26日に公表した公開草案（ED）SASB/ED/2026/1「『SASBスタンダード』および『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』に対する修正案」を概説しています。

- ISSBは、包括的なレビューのためにISSBが優先してきた3つのSASBスタンダード、すなわち「農産物」、「食肉、家禽および乳製品」ならびに「電気事業者および発電事業者」のSASBスタンダードについて、修正を提案しています。
- この修正案の目的は、SASBスタンダードの国際的な適用可能性を一層向上させるとともに、他のサステナビリティ・フレームワークとの相互運用可能性（interoperability）を改善し、自然および人的資本に関するSASBの開示、概念および用語をISSB基準と整合させることです。
- ISSBはまた、「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」について、当該ガイダンスと修正が提案されている3つのSASBスタンダードにおける気候関連の内容との整合性を維持するために、結果的修正を行うかどうかについても意見募集を行っています。
- ISSBは、当該修正の発効日を、その公表後の12ヶ月から18ヶ月の間に生じるように設定し、早期適用を容認することを提案しています。
- EDのコメント期間は、2026年7月24日に終了します。

詳細については、次のWebサイトを参照してください。

www.iasplus.com

www.deloitte.com

背景

IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」を適用する企業は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会ならびに関連する開示を識別するために、SASBスタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することが要求されます。ISSBは、2024年から2026年の作業計画の一部として、IFRS S1号を適用する作成者を支援するために、SASBスタンダードの向上を行っています。

ISSBは、すべてのSASBスタンダードについて同時に修正を提案するのではなく、段階的にSASBスタンダードを向上させています。2025年7月には、ISSBは優先度の高い9つのSASBスタンダードに対する最初の一連の向上案を示した公開草案「[SASBスタンダードに対する修正案](#)」を公表しました。このコメント期間は、2025年11月30日に終了しました。

本公表の主題である公開草案では、さらに3つのスタンダードの向上が提案されています。

Observation

SASBスタンダードは、IFRS S1号において参照される強制力のない資料です。SASBスタンダードを適用することは要求されていませんが、IFRS S1号を適用する企業は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会を識別する際に、常にSASBスタンダードにおける開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することが要求されます。企業はまた、識別されたサステナビリティ関連のリスクまたは機会に適用される具体的なISSB基準が存在しない場合には、適用される開示要求を識別する際に、SASBスタンダードに定められている指標を参照し、考慮することも要求されます。

SASBスタンダードを向上させることに関するISSBのプロジェクトの目的には、以下が含まれます。

- 以下の国際的な適用可能性を一層向上させること
 - 産業のグルーピング（企業を表現（represent）し、新興市場および発展途上経済におけるバリューチェーンを反映するための向上を含む）
 - それらの産業のグルーピングにおける開示トピック
 - 指標およびそれを支える技術的プロトコル
- 資本市場のニーズを満たすサステナビリティ関連開示のグローバルペーシングとしての役割を果たすために、投資家のニーズに焦点を当てることを維持しつつ、他のサステナビリティ関連の基準およびフレームワークとの相互運用可能性（interoperability）を改善する機会を模索すること
- 自然および人的資本に関連するSASBスタンダードにおける開示トピックおよび指標を修正し、SASBの向上をこれらのトピックに関するISSBのプロジェクトと整合させ、それらのプロジェクトにインプットを提供するフィードバックを可能にするための機会を模索すること
- SASBスタンダードにおける概念および用語を、ISSB基準におけるものと整合させるためのさらなる機会を模索すること

SASBスタンダードに対する修正案

概要

EDは、包括的なレビューのためにISSBが優先してきた3つのSASBスタンダードの修正案を示しています。それらの基準は以下のとおりです。

- 「農産物」SASBスタンダード
- 「食肉、家禽および乳製品」SASBスタンダード
- 「電気事業者および発電事業者」SASBスタンダード

EDには、ISSB基準を適用する企業が一般目的財務報告書の利用者に対して意思決定に有用な情報を提供する上で当該スタンダードが役立つことを確保することに焦点を当てつつ、これら3つのスタンダードを向上させる提案が含まれています。この修正案は、以下に関連します。

- 産業の説明
- スタンダードの範囲
- 開示トピック
- 指標および技術的プロトコル

提供される情報により、関連する産業における企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクおよび機会を利用者が理解できるようになると想定されます。

ISSBは、EDで提案された修正についてのフィードバックだけでなく、3つのSASBスタンダード全体に対するフィードバックにも関心を持っています。ISSBは、修正案が作成者にとって費用対効果の高い形で、利用者のニーズを満たすという目的を達成するスタンダードをもたらすかどうかに関するフィードバックに特に関心を持っています。

Observation

ISSBは、SASBスタンダードに対する必要な修正を検討するにあたり、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）のスタンダード、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）、および自然関連財務開示タスクフォース（TNFD）が公表したガイダンスなど、他のサステナビリティ関連の基準およびフレームワークとの間の、SASBスタンダードの相互運用可能性（interoperability）および整合性を向上させるであろう潜在的な修正を識別しました。

EDの付録は、一般目的財務報告書の主要な利用者のニーズに対する焦点を維持しつつ、GRIスタンダードおよびTNFD提言との相互運用可能性（interoperability）を向上させるであろう修正案のリストを提供しています。

「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」に対する修正案

「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」はSASBスタンダードと整合しているため、ISSBはこの整合性を維持するための修正を提案しています。これらの修正は気候関連の内容のみに関連するものです。

発効日およびコメント期間

ISSBは、当該修正の発効日を、その公表後の12ヶ月から18ヶ月の間に生じるように設定し、早期適用を容認することを提案しています。

EDのコメント期間は、2026年7月24日に終了します。

Further information

If you have any questions about the consultation, please speak to your usual Deloitte contact or get in touch with a contact identified in this *iGAAP in Focus*

The Deloitte Accounting Research Tool (DART) is a comprehensive online library of accounting and financial disclosures literature. [iGAAP on DART](#) allows access to the full IFRS Standards, linking to and from:

- Deloitte’s authoritative, up-to-date, iGAAP manuals which provide guidance for reporting under IFRS Standards
- illustrative financial statements for entities reporting under IFRS Accounting Standards.

In addition, our [sustainability reporting](#) volumes of iGAAP provide guidance on disclosure requirements and recommendations which businesses must consider in light of the broader environmental, social and governance matters which can significantly drive the value of an entity.

To apply for a subscription to iGAAP on DART, click [here](#) to start the application process and select the iGAAP package. For

more information about iGAAP on DART, including pricing of the subscription packages, click [here](#).

原文（英語）：

[iGAAP in Focus — ISSB proposes amendments to three SASB standards and the Industry-based Guidance on Implementing IFRS S2](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士 法人およびDTI 弁護士 法人を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの改革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301